



# 地方教育行政改革

東北大学教授 青木 栄一  
東北大学大学院生 青木 神林 寿幸

長の位置づけ（民主性と専門性との調和）に偏った。現行制度の運用実態やこれまでの制度改革史についての関心が弱いといえる。法律改正に至る残された期間に、議会（議員）と教育行政の関係、教育委員会と教育長との関係（とくに指揮・監督権のあり方）といった、理論的（論理的）に考えれば当然に扱うべき論点をも含めた地に足のついた議論が求められる。

## 改革論議の経緯

2011年の大津市中2男子生徒いじめ自殺事件は、教育委員会の責任の所在をクローズアップさせ、教委制度の見直しを進展させる契機となった。

教育委員会（以下「教委」）改革を中心とした、一般の地方教育行政制度改革論議は、合議制の行政委員会制度に対する無理解を露呈しつつ推移してきた。その主要な論点は、首長と教育行政の関係（教育行政の民主性⇨民意の反映）、教育行政機構における教育

盛り込まれた。第一に議会の同意のうえで首長が任命した教育長を、地方教育行政の責任者として位置づけること、第二に教委の役割として、教育長に地方教育行政の方向性を示すとともに、教育長による教育事務執行へのチェックを行う機関として新たに位置づけること、第三に教育行政の政治的中立性を確保するために、教育長が教育の基本方針・教育内容に関する事項を決定する際には、教委で審議を要するような制度措置の必要性が唱えられたことであった。

教育再生実行会議の提言の10日後、下村文科大臣は中央教育審議会（以下「中教審」）に対して諮問した。ここでは実行会議で提案された教育長に地方教育行政の責任を一元化する案と、教育行政の政治的中立性を確保するための具体的な制度設計についての検討が要請された。中教審では、首長が教育内容に関与する場合に政治的中立性および教育行政の継続性が

確保できない場合があるという懸念も出された。このような懸念もあり、首長およびこれに任免される教育長に地方教育行政の責任を一本化する議論は難航した。2013年12月に中教審答申がとりまとめられ、教育長を教育行政の事務執行の責任者とすることが提案された。しかし首長を執行機関とするか教委を執行機関とするかで議論は分かれ、2案（改革案、別案）が同答申で示された。

〈付記〉2014年に入り自公与党から構成されるワーキング・グループが発足した。2014年2月14日時点では、自民党の教育委員会制度改革に関する小委員会が教育長と教育委員長を統合した常勤の「代表教育委員（仮称）」を新設し、首長に任免権を持たせる案を下村文科大臣に提示し、大筋で合意を得たとの報道がなされた。これを受け、政府与党は連立政権の枠組みを維持することを重視しつつ、同年3月の通常国会に法案を提出する見込みである。